平成２９年（フ）第３３０１号
大阪府門真市柳田町３番９―505号
債務者　田村　公嗣
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　里史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３４１号
大阪府茨木市真砂３丁目９番８号　パレスサカモト　403号
債務者　岩島　昌弘
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋野　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目25番20号　グランツＡ号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目８番１―106号
債務者　高石　朋弘
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８号
青森県上北郡おいらせ町下明堂45番地２、旧住所青森県三沢市美野原３丁目４番地３号　D458B
債務者　泉山　昌康
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第３３３２号
大阪市平野区瓜破東２丁目10番16―601号
債務者　高田　淳一
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内芝　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１号
茨城県水戸市元吉田町1775番地の48　ブリティッシュヒルズマミ101号、前住所茨城県日立市折笠町748番地５
債務者　高橋　幸男
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２３５号
静岡市葵区水落町20番13号　グリーンライフ水落102、旧住所静岡市葵区城東町28番１号
債務者　塩津　智丈
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　真央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７０号
静岡県島田市中溝町564番地の４　橋本荘202号室、旧住所静岡県島田市旭３丁目８番13号
債務者　飯田　広光
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂野　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８２号
静岡県御前崎市御前崎4396番地の３
債務者　辻野　和史
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９６号
埼玉県東松山市本町２丁目10番32号　パラシオン糀屋501
債務者　塚田　真史
1　決定年月日時　平成29年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　道子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６号
北海道留萌市沖見町４丁目110番地市営住宅43の16号
債務者　島田　善範
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第１４２号
釧路市暁町９番112号　クレステージ暁112号室
債務者　村上由香理
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１２号
新潟県佐渡市戸中723番地１
債務者　瀬下　眞弓
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
新潟県佐渡市原黒290番地１　市営原黒住宅８号
債務者　左近　栄子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第５２４号
大阪府河内長野市喜多町76番地
債務者　甲斐　厚子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６３４号
堺市中区深阪１丁６番17―106号
債務者　松比良裕之
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６３５号
堺市南区原山台５丁１番９―105号、前住所東京都練馬区栄町31番６号　ベルウッドビル402
債務者　箕谷　孝之
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係